# **停**厚生労働省 DE. (5 L. #5 L. #5 L. # Blue and Welfare

# 分務管理研修会

育児・介護休業法 改正のポイント

~産後パパ育休の創設など~

三重労働局雇用環境・均等室

・ 厚生労働省ホームページ掲載分を編集しています (R4.7月更新)

Ⅱ 改正点のポイント

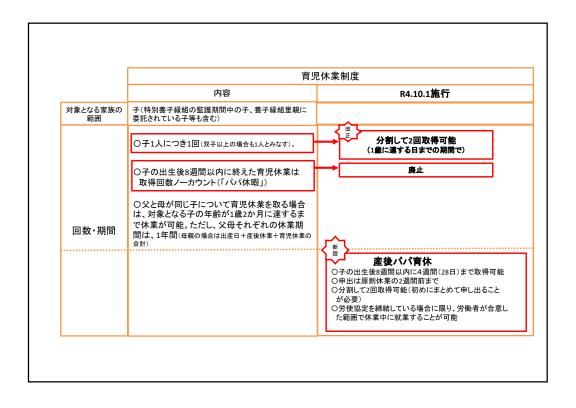
- 育児・介護休業制度と改正点の概要
- 1. 雇用環境整備、個別の周知と意向確認
- 2. 有期雇用労働者の要件緩和
- 3. 「産後パパ育休」(出生時育児休業)、分割取得
- 4. 育児休業取得率の公表
- 5. 改正後のイメージ、施行に向けて準備いただくこと
- 6. 中小企業等への支援
- 7. (参考)くるみん認定・プラチナくるみん認定・ トライくるみん認定・プラスについて

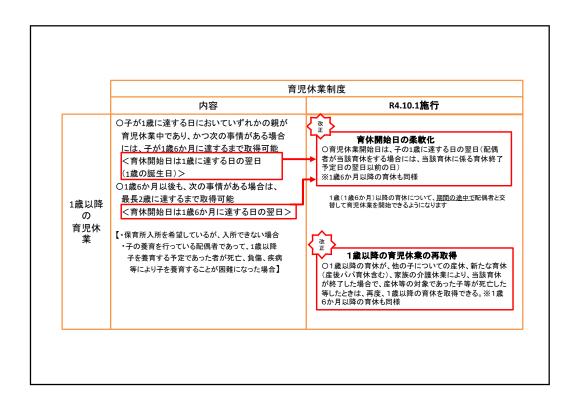


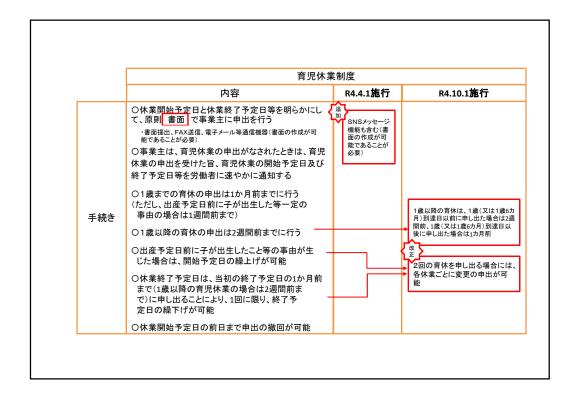


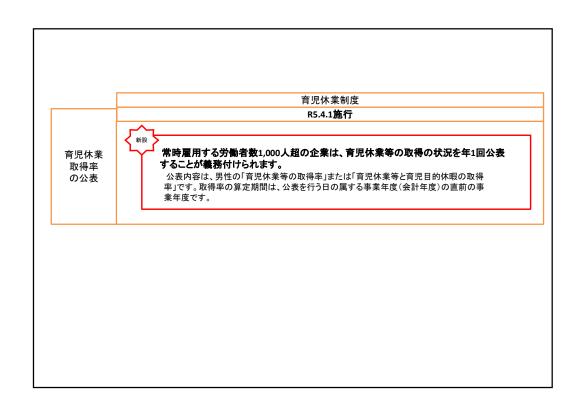














 雇用環境整備、個別の周知と意向確認 【令和4年4月1日施行】

# 育児休業を取得しやすい雇用環境整備 及び 妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け

# 改正後の制度の概要

1. 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置 本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の

本人または配偶者の妊娠・出産等を甲し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の 事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。(→p12参照)

周知事項

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度
- ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先
- ③ 育児休業給付に関すること
- ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い

個別周知・ 意向確認の方法

- ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか
- 注:34は労働者が希望した場合のみ

オンライン面談もOK

2. 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。 (→p13参照)

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後/じて育体については、令和4年10月1日から対象。

11

# 実務上のポイント①

● 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

# 措置実施の際の留意事項(指針※より(以下同じ))

- ① 育児休業に関する制度等を知らせる措置及び育児休業申出に係る労働者の意向を確認するための措置は、 労働者による育児休業申出が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、**取得を控えさせる** ような形での周知及び意向確認の措置の実施は、法第21条第1項の措置の実施とは認められないものであること。
- ② 育児休業申出に係る労働者の意向を確認するための措置については、事業主から労働者に対して、**意向確認 のための働きかけを行えばよい**ものであること。

※指針:子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針(平成21年厚生労働省告示第509号) ・・・・その他のポイント・・・・・

- **上記指針**事項②は、意向確認の措置は、面談/書面の交付/FAX/電子メール等の**いずれかの措置**を行えばよいことを示したものです。
- 個別周知や意向確認の措置の実施にご活用いただける素材を、厚生労働省のウェブサイトに掲載しています(詳細次ページ)。
- 措置は、労働者が**希望の日から円滑に育児休業を取得することができるよう**に配慮し、**適切な時期に実施**することが必要です。 国体的には
  - ・ 妊娠・出産の**申出が出産予定日の1か月半以上前**に行われた場合:出産予定日の1か月前までに、
  - ・それ以降に申出があった場合でも、出産予定日の1か月前までに申出が行われた場合: 2週間以内、出産予定日の1か月前から2週間前の間に申出が行われた場合: 1週間以内など、できる限り早い時期に措置を行うことが必要であり、
  - ・ 出産予定日の2週間前以降に申出があった場合や、子の出生後に申出があった場合は、できる限り速やかに措置を行うことが必要。
- 「妊娠・出産」の申出については、「妊娠・出産」に準ずる以下の事実を事業主に申し出ることも、ここでの「申出」に当たります。
  - ・ 労働者が特別養子縁組に向けた監護期間にある子を養育していること、養育する意思を明示したこと
  - ・ 労働者が養子縁組里親として委託されている子を養育していること、受託する意思を明示したこと 等

# 実務上のポイント②

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

# 措置実施の際の留意事項(指針)

- ① 雇用環境の整備の措置を講ずるに当たっては、短期はもとより1か月以上の長期の休業の取得を希望する労働者が希望するとおりの期間の休業を申出し取得できるように配慮すること。
- ② 雇用環境の整備の措置を講ずるに当たっては、可能な限り、複数の措置を行うことが望ましいものであること。
- ・・・・その他のポイント・・・・
- 雇用環境の環境整備措置は、①研修、②相談窓口設置、③自社の育休取得の事例提供、④制度と育休取得促進に関する方針の周知のいずれかを実施することが必要ですが、その際に**活用できる素材**を、厚生労働省のウェブサイトに掲載しています。
- ① 「研修」は、全労働者を対象とすることが望ましいですが、少なくとも管理職については、研修を受けたことがある状態にすることが必要。
- ② 「相談体制の整備」は、相談体制の窓口の設置や相談対応者を置き、これを周知することを意味します。窓口を形式的に設けるだけでなく、実質的な対応が可能な窓口が設けられていることが必要であり、また、労働者に対する窓口の周知等により、労働者が利用しやすい体制を整備しておくことが必要です。
- ③ 「自社の育休取得の事例提供」は、自社の育児休業の取得事例を収集し、当該事例の掲載された書類の配付やイントラネットへの 掲載等を行い、労働者の閲覧に供することを意味します。提供する取得事例を特定の性別や職種、雇用形態等に偏らせず、可能な 限り様々な労働者の事例を収集・提供することにより、特定の者の育児休業の申出を控えさせることに繋がらないように配慮することが必 要です。
- ④ 「制度と育休取得促進に関する方針の周知」は、育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する事業主の方針を記載したものを、事業所内やイントラネットへ掲示することを意味します。

# ■雇用環境整備、個別周知・意向確認に活用できる素材

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用にアレンジする等してご活用いただけます。

① **社内研修用資料、動画** <a href="https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/">https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/</a>

② 個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html





# 有期雇用労働者の要件緩和 【令和4年4月1日施行】

# 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

# 改正前後の制度の概要

# 現行

- ●育児休業の場合
- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない
- ●介護休業の場合
- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 介護休業開始予定日から93日経過日から 6か月を経過する日までに契約が満了するこ とが明らかでない

# 令和4年4月1日~

育児休業・介護休業いずれも、

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに
- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い (引き続き雇用された期間が1年未満の労働 者は労使協定の締結により除外可) ※※育児休業給付、介護休業給付についても
- ※※育児休業給付、介護休業給付についても 同様に緩和

# 実務上のポイント

- 育児休業の取得要件の、「1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない」については、改正前から変更ありませんが、判断のポイントは以下のとおりです。
  - ・ 育児休業の申出があった時点で**労働契約の更新がないことが確実であるか否か**によって判断されます。
  - ・ 事業主が「更新しない」旨の明示をしていない場合については、原則として、「労働契約の更新がないことが確実」とは判断されません。

- 3. ・「産後パパ育休」(出生時育児休業)
  - ・育児休業の分割取得

【令和4年10月1日施行】

# 男性の育児休業取得促進のための出生時育児休業【産後パパ育休】の創設、 育児休業の分割取得

# 改正前後の制度の概要

	産後パパ育休(R4.10.1~) 育休とは別に取得可能		育休制度 (R4.10.1~)	育休制度 (現行)	
対 象 期 間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能 (←p19)	<b>雇用環境の整備</b> などについて、 <b>法を</b>	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで	
申出期限	原則 <b>休業の2週間前</b> まで (←p18)	上回る取組を労 使協定で定めて いる場合は、 1か月前までとで きる	原則1か月前まで	原則1か月前まで	
分割取得	分割して <b>2回</b> 取得可能 (初めにまとめて申し出る ことが必要) (←p19)		分割して <b>2回</b> 取得可能 (取得の際にそれぞれ申 出)	原則分割不可	
休業中の就業	労使協定を締結している場合に が合意した範囲で休業中に就業 能(←p20、21)		原則就業不可	原則就業不可	
1歳以降の 延長			育休開始日を柔軟化※1	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定	
1歳以降の 再取得			特別な事情がある場合に 限り <b>再取得可能</b> ** <sup>2</sup>	再取得不可	

- ※1 1歳(1歳6か月)以降の育児休業について、期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、育休開始日について、1歳(1歳6か月)時点に加え、配偶者が1歳(1歳6か月)以降の育児休業を取得している場合には、その配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を育児休業開始予定日とできるようになります。
- ※2 1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後がで育休、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できます。

(前ページの続き)



### ● 申出期限を1か月前までとする労使協定

労使協定で定めることにより、原則 2 週間前までとする出生時育児休業の申出期限を現行の育児休業と同様に 1 か月前までとしてよいこととする、職場環境の整備等の措置は、次の ①~③。

- ① 次に掲げる措置のうち、2以上の措置を講ずること。
  - ・雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施
  - · 育児休業に関する相談体制の整備
  - ・ 雇用する労働者の育児休業の取得に関する事例の収集及び当該事例の提供
  - ・ 雇用する労働者に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知
  - ・ 育児休業申出をした労働者の育児休業の取得が円滑に行われるようにするための**業務の配分又は人員 の配置**に係る必要な措置
- ② 育児休業の取得に関する定量的な目標を設定し、育児休業の取得の促進に関する方針を周知すること。
- ③ 育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための措置を講じた上で、その<u>意向を把握するための取</u> 組を行うこと。

ここの「育児休業」には、産後パパ育休も 含まれます。

- ・「定量的な目標」は「数値目標」を意味します。
- ・法に基づく育児休業の取得率のほか、 企業における独自の育児目的の休暇 制度を含めた取得率等を設定すること 等も可能ですが、少なくとも男性の取得 状況に関する目標を設定することが必
- ・妊娠・出産の申出があった場合に**意向確認の措置**を行う ことは、この労使協定の締結にかかわらず、**法律上の義務** になります(p12参照)。
- ころの「意向を把握するための取組」は、法律上の義務を上回る取組とすることが必要であり、最初の意向確認のための措置の後に、返事がないような場合は、リマインドを少なくとも1回は行うことが必要です(そこで、労働者から「まだ決められない」などの場合は、未定という形で把握)。

# 実務上のポイント①

# ●産後パパ育休(出生時育児休業)

# 措置実施の際の留意事項(指針)

○ 出生時育児休業含む育児休業については、労働者がこれを円滑に取得できるようにするため、事業主においては、休業の**申出期限にかかわらず**労働者による**申出が円滑に行われるよう**にするための雇用環境の整備を行い、**労働者の側においても**、業務の円滑な引き継ぎ等のためには、労働者の**意向に応じて早めに申し出ることが効果的**であるという意識を持つことが重要であることに留意すること。

# ····その他のポイント····

- 産後パパ育休(出生時育児休業)については、従来の育児休業と同様、労働者が容易に取得できるように、事業所にあらか じめ制度を導入し、就業規則の整備等必要な措置を講ずることが必要です。
- 産後パパ育休の取得可能日数の「4週間」については、各企業における既存の育児目的のための休暇(法定の休暇を除く。)が、産後パパ育休の取得日数以外の要件を満たすものであれば、当該休暇の日数も含めて4週間が確保されればよいと解されます。
- **有期雇用労働者**については、子の出生の日から起算して**8週間を経過する日の翌日から6月を経過**する日までに**契約が満了することが明らかでない場合**に、対象となります。
- 産後パパ育休申出を2回に分割して取得する場合は、1回目の申出時に、出生後8週間のうちいつ休業しいつ就業するかについて、初回の産後パパ育休の申出の際にまとめて申し出ることが必要です。(これは、法律上、まとめて申し出ない場合(1回目の出生時育児休業の申出をした後日に2回目の申出をする場合)には、事業主は2回目の申出を拒むことができるとされているものです。なお、事業主はこれを拒まないとすることも可能であり、その場合、その2回目の申出について法定の産後パパ育休を取得することとなります。)
- 育児休業と同様に、産後パパ育休**開始予定日の繰上げ・終了予定日の繰下げ変更、申出の撤回**が可能です。
- 労使協定を締結することで、次の労働者を対象外とすることが可能です。 雇用された期間が1年未満の労働者、申出の日から8週間以内に雇用関係が終了する労働者、週の所定労働日数が2日以下の労働者

# 実務上のポイント②

●産後パパ育休期間における休業中の就業

> 労使協定をあらかじめ締結している場合に限る

### 《具体的な手続きの流れ》

- (1) 労働者が休業中に就業することを希望する場合は、出生時育児休業の開始予定日の前日までに以下を申出。
  - ① 就業可能日
  - ② 就業可能日における就業可能な時間帯(所定労働時間内の時間帯に限る。)その他の労働条件
- (2) 事業主は、(1)の申出がされたときは、次に掲げる事項を労働者に速やかに提示。
  - ① 就業可能日のうち、就業させることを希望する日 (就業させることを希望しない場合はその旨)
  - ② ①の就業させることを希望する日に係る時間帯その他の労働条件
- (3) この事業主の提示に対して、休業開始予定日の前日までに労働者が同意を行った範囲内で就業させることがで きる。事業主は、上記の同意を得た場合は、同意を得た旨と、就業させることとした日時その他の労働条件を労働

《休業中の就業日数等には上限があります》(注) 育児休業給付や社会保険料免除との関係についてはp14をご参照ください

- ◆ 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

《例えば…》所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、 休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合

⇒ 就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	13日目	休業終了日
4 時間	/+	/+	8時間	6時間	休	休	休	6 時間
休	1本	174	O MAIR)	休	N.	4時間	PAR	休

(前ページの続き)

# ┌ 措置実施の際の留意事項 (指針)

- ① 育児休業は労働者の権利であって、その期間の労務提供義務を消滅させる制度であることから、育児休業中 は就業しないことが原則であり、出生時育児休業期間中の就業については、事業主から労働者に対して就業 可能日等の申出を一方的に求めることや、労働者の意に反するような取扱いがなされてはならないものである
- ② 出生時育児休業制度に関し、休業中の就業の仕組みについて知らせる際には、育児休業給付及び育児休 業(出生時育児休業含む。)期間中の社会保険料免除について、休業中の就業日数によってはその要件を 満たさなくなる可能性があることについてもあわせて説明するよう留意すること。
- ····その他のポイント····
- 労働者が初めに申し出る「**就業可能な時間帯その他の労働条件**」の「その他」の例としては、**就業の場所(テレワークの可否**を 含む) に関する事項などが考えられます。
- 労働者による就業可能日等の提示 → 事業主による日時等の提示 → 労働者の同意 により就業日等が決まりますが、 労働者が同意した就業日等について、
  - ・ 出生時育児休業の開始予定日の前日までは、労働者は、事由を問わず、同意の全部又は一部の撤回が可能です。
  - ・ 出生時育児休業の開始予定日以後は、以下の特別な事情がある場合に限り、労働者が撤回可能です。
    - ① 配偶者の死亡
    - ② 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により出生時育児休業申出 に係る子を養育することが困難
    - ③ 婚姻の解消等により配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しなくなった
    - ④ 出生時育児休業申出に係る子が負傷・疾病・障害その他これらに準ずる心身の状況により、2週間以上の期間にわた り世話を必要とする状態になった

# 育児休業、出生時育児休業(産後パパ育休)には、給付の支給や社会保険料免除があります

育児休業(出生時育児休業を含む)を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として**休業開始時の賃金の67%**(180日経過後は 50%)の育児休業給付を受けることができます。

【受給資格とは】育児休業開始日前2年間に、被保険者期間(※)が通算して12か月以上ある場合 % 原則として賃金の支払の基礎となった日数が月に11日以上ある場合に1か月と計算します。

育児休業給付について 詳しくはこちら →



# ●育児休業期間中の社会保険料の免除

下記の一定の要件を満たしていれば、育児休業期間(出生時育児休業を含む)における各月の月

- 給・賞与に係る社会保険料が被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除されます。
- ① その月の末日が育児休業期間中である場合

### ② 令和4年10月以降は

- ①に加えて、同一月内で育児休業を取得(開始・終了)し、その日数が**14日以上**の場合、 新たに保険料免除の対象とし、 ただし、**賞与**に係る保険料については連続して**1か月を超える**育児休業を取得した場合に
- 限り免除することとしました。

# 月末 ケース①

育児休業**給付**の令和4年10月以

降の**改正**についてはこちら →

# !休業中の就業を行う際の留意点!

### ● 出生時育児休業給付金について

- ① 給付金の対象となるのは、出生時育児休業期間中の就業日数が一定の水準(※)以内である場合です。
- ※ 出生時育児休業を28日間(最大取得日数)取得する場合は、10日(10日を超える場合は80時間)。これより短い場合は、それに比例した日数または時間数。 (例:14日間の出生時育児休業の場合は、5日(5日を超える場合は40時間))
- ② また、出生時育児**休業期間中に就業して得た賃金額**と出生時育児休業**給付金の合計**が、休業前賃金日額×休業日数**の80%を超える場合** は、当該超える額が出生時育児休業給付金から減額されます。

# ● 育児休業期間中の社会保険料の免除について

令和4年10月以降に開始した育児休業間中の社会保険料免除については、「14日以上」の日数には、産後パパ育休の休業中の就業の仕組み (p28~29) により事前に事業主と労働者の間で調整した上で**就業した日数は含まれません**。

# 育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

- **育児休業等の申し出・取得**を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の**不利益な取り扱いを行** うことは禁止されています。
- 今回の改正で、**妊娠・出産の申し出**をしたこと、**産後パパ育休の申し出・取得**、産後パパ育休期間中の**就業を申し出・同意しな** かったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されます。
- また、事業主には、上司や同僚からの**ハラスメントを防止する措置を講じることが義務付け**られています。

# !ハラスメントの典型例!

- ・ 育児休業の取得について上司に相談したら「男のくせに育児休業を取るなんて あり得ない」と言われ、取得を諦めざるを得なかった。
- ・ 産後パパ育休の取得を周囲に伝えたら、同僚から「迷惑だ。自分なら取得しな い。あなたもそうすべき。」と言われ苦痛に感じた。







# 《休業中の就業に関する不利益取扱い禁止》

事業主は労働者に対して、休業中の就業に関する次に掲げる事由を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。

- 休業中に就業を希望する旨の申出をしなかったこと。
- ② 休業中に就業を希望する旨の申出が事業主の意に反する内容であったこと。
- ③ 休業中の就業の申出に係る就業可能日等の変更をしたこと又は当該申出の撤回をしたこと。
- ④ 休業中の就業に係る事業主からの提示に対して同意をしなかったこと。
- ⑤ 休業中の就業に係る事業主との同意の全部又は一部の撤回をしたこと。



4. 育児休業取得率の公表 【令和5年4月1日施行】

# 育児休業の取得の状況の公表の義務付け

# 改正後の制度の概要

- 常時雇用する労働者が**1,000人を超える事業主**は、**育児休業等の取得の状況**を年1回公表することが義務付けられます。
- 具体的には、以下の①**または②のいずれかの割合**を公表する必要があります。**インターネットの利用**その他適切な方法で、一般の方が閲覧できるように**公表**してください。

# ①育児休業等の取得割合

公表前事業年度(※1)においてその雇用する 男性労働者が**育児休業等**(※2)をしたものの数

公表前事業年度 (※1) において、事業主が雇用する 男性労働者であって、配偶者が出産したものの数

### ②育児休業等と育児目的休暇の取得割合

公表前事業年度(※1)においてその雇用する男性労働者が**育児休業等** (※2)をしたものの数 **及び** 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する 男性労働者を雇用する事業主が講ずる**育児を目的とした休暇**制度(※3)を 利用したものの数 の合計数

> 公表前事業年度 (※1) において、事業主が雇用する 男性労働者であって、配偶者が出産したものの数

- ※1 **公表前事業年度**: 公表を行う日の属する事業年度の**直前の事業年度** 産後パパ育休(出生時育児休業)も含みます!
- ※2 **育児休業等**: 育児・介護休業法第2条第1号に規定する**育児休業**及び 法第23条第2項(所定労働時間の短縮の代替措置として3歳未満の子を 育てる労働者対象)又は**第24条第1項**(小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務)の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業
- ※3 育児を目的とした休暇: 目的の中に育児を目的とするものであることが明らかにされている休暇制度。育児休業等及び子の看護休暇は除く。 (例えば…)

または

# 実務上のポイント

# ●育児休業の取得状況の公表

- 「常時雇用する労働者」とは、雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者を指すものであり、次のような者は常時雇用する労働者となります。
  - ・ 期間の定めなく雇用されている者
  - ・ 一定の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用される者であってその雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。すなわち、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者
- 「インターネットの利用」とは、**自社のホームページや『両立支援のひろば**』(詳細下記)の利用等を指します。
- 「育児休業等」について、産後パパ育休とそれ以外の育児休業等について**分けて割合を計算する必要はなく**、産後パパ育休も含めた育児休業等の取得者数について計算すればよいものです。
- 公表に当たっては、**公表する割合とあわせて、以下も明示**してください。
  - ・ 当該割合の算定期間である公表前事業年度の期間
  - ・ 前ページ①(育児休業等の取得割合)又は②(育児休業等と育児目的休暇の取得割合)**いずれの方法により算** 出したものか
- 育児休業を**分割して2回**取得した場合や、育児休業と育児を目的とした休暇制度の**両方を取得**した場合等であっても、当該休業や休暇が**同一の子**について取得したものである場合は、**1人として数えます**。 また、事業年度をまたがって育児休業を取得した場合には育児休業を**開始した日を含む事業年度の取得**、分割して複数の事業年度において育児休業等を取得した場合には**最初の育児休業等の取得**のみを計算の対象とします。
- 公表する割合は、算出された割合について**少数第1位以下を切り捨て**たものとし、配偶者が出産したものの数(分母となるもの)が0人の場合は、割合が算出できないため「-」と表記してください。

# ■両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

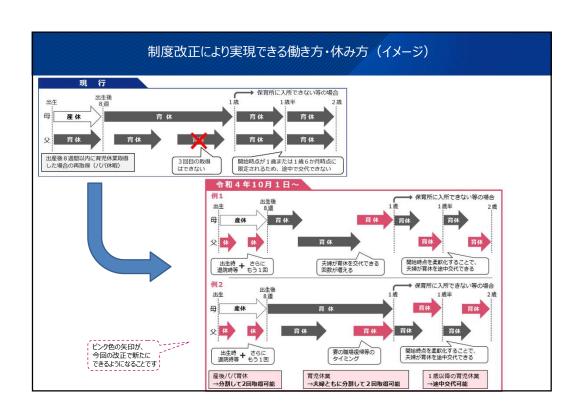
両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取組状況の診断等が行えます。 育児休業取得率の公表も行えるように改修する予定です(令和3年度末予定)。

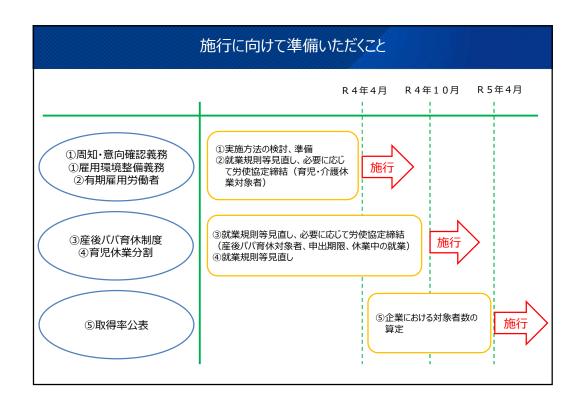


https://ryouritsu.mhlw.go.jp/



# 5. 改正後のイメージ、 施行に向けて準備いただくこと





# 関連資料などのご案内

■雇用環境整備、個別周知・意向確認に活用できる素材 (p21の再掲)

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用にアレンジする等してご活用いただけます。

- ① 社内研修用資料、動画 https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/
- ② 個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例 ② 👷

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html



# ■男性の育児休業取得促進セミナーのご案内

イクメンプロジェクトでは、改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するセミナーを開催しています。

③ **男性の育児休業取得促進セミナー** https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/



# ■改正育児・介護休業法に関する資料

厚生労働省の以下のページに関係条文等最新情報を順次掲載しています。

④ 育児・介護休業法について

 $\underline{\text{https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html}}$ 



# 6. 中小企業等への支援

※令和4年度の内容



# 両立支援等助成金(令和4年度)

支給機関:都道府県労働局

# 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

【第1種】 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、 労使で合意された代替する労働者の残棄抑制のための業務見直しなどが含まれた規定 に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上の育児休業を 取得させた中心企業事業にご義結する。

代替要員加算: 男性労働者の育児休業期間中に代替要員を新規雇用(派遣を含む) した場合 (数:0.5%)

第1種助成金を受給した事業主が男性労働者の育児休業取得率を3年以内に30%以

		エ开でせた物目				
	第	育児休業取得	20万円			
	種	代替要員加算	20万円(3人以上45万円)			
	第 種	育児休業取得率の30%以 上上昇	1年以内達成:60万円<75万円> 2年以内達成:40万円<65万円> 3年以内達成:20万円<35万円>			

※生産性要件を満たした事業主は< >の額を支給。

# 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に 取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用 者が生じた中小企業事業主に支給する。

①介護休業:対象労働者が介護休業を合計5日以上取得し、復帰した場合

②介護両立支援制度:介護のための柔軟な就労形態の制度(\*)を導入し、合計20日以上 利用した場合(\*)介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイム制、介護サービス費用補助等)

③新型コロナウイルス感染症対応特例:新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために特別休暇を取得した場合

	①介護休業	休業取得時	- 28.5万円<36万円>		
	<b>①川酸杯来</b>	職場復帰時			
l	②介護両立支援制品	į.	28.5万円<36万円>		
	③新型コロナウイルス感染症対応特例		(労働者1人あたり) 5日以上10日未満 10日以上	20万円 35万円	

### 育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った事業主 (①~④は中小企業事業主) に支給する。

①育体取得時(②職場復帰時:「育休復帰支援ブラン」を策定及び導入し、ブランに沿って対象労働者の円滑な育児休業(3か月以上)の取得・復帰に取り組んだ場合

3業務代替支援・3か月以上の育児休業終了後、育児休業取得者が原職等に復帰する旨の取扱い を就業規則等に規定し、休業取得者の代替委員の新規雇用(派遣を含む)又は代替する労働者へ の手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合

④職場復帰後支援:法を上回る子の看護休暇制度(A) や保育サービス費用補助制度(B) を導入し、 労働者が職場復帰後、6ヶ月以内に一定以上利用させた場合

⑤新型コロナウイルス感染症対応特例:小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合

①育休取得時	28.5万円<36万円	<b>4</b> >	※①②各2回まで		
②職場復帰時	28.5万円<36万円	円>	(無期雇用者・有期雇用者 各1回)		
③業務代替支援 (1人あたり) ※10人まで	ア 新規雇用(派遣: <u>イ 手当支給等*107</u> ※有期労働者加算9.5	円<12万円			
④職場復帰後支援	28.5万円<36万円>		A 看護休暇制度 1,000円<1,200円>×時間 B 保育サービス費用 実支出額の2/3補助		
⑤新型コロナウイルス 感染症対応特例	1 人あたり 5 万円 ※10人まで(上限50万円)				



7. (参考)くるみん認定・プラチナくるみん認定・ トライくるみん認定・プラスについて

